令和６年１月～３月期　講演資料

Mission 1st
～事故削減に向け、一つずつ着実に取り組む～

車両の点検整備について

国土交通省 中部運輸局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Chubu District Transport Bureau

公開している講演資料一覧

講演資料はMission１st運動のページからダウンロードできます。是非ご活用ください。

https://wwwtb.mlit.go.jp/chubu/gian/mission1st.html

平成３０年	４～　６月期講演資料	（テーマ：点呼）
	７～　９月期講演資料	（テーマ：適性診断）
	１０～１２月期講演資料	（テーマ：健康管理）
平成３１年（令和元年）	１～　３月期講演資料	（テーマ：ハード面の安全対策）
	４～　６月期講演資料	（テーマ：点呼）
	７～　９月期講演資料	（テーマ：指導監督）
	１０～１２月期講演資料	（テーマ：ドラレコ活用）
令和２年	１～　３月期講演資料	（テーマ：車両の点検整備）
	４～　６月期講演資料	（テーマ：運転者に対する指導監督～予測・回避～）
	７～　９月期講演資料	（テーマ：手続き・確認をお忘れなく）
	１０～１２月期講演資料	（テーマ：右折による死傷事故を減らす）
令和３年	１～　３月期講演資料	（テーマ：右折による死傷事故を減らす（最近の右折事故事例））
	４～　６月期講演資料	（テーマ：点呼）
	７～　９月期講演資料	（テーマ：飲酒運転防止１）
	１０～１２月期講演資料	（テーマ：飲酒運転防止２）
令和４年	１～　３月期講演資料	（テーマ：健康管理）
	４～　６月期講演資料	（テーマ：適性診断・管理者講習）
	７～　９月期講演資料	（テーマ：点呼）
	１０～１２月期講演資料	（テーマ：アルコール依存症への対応）
令和５年	１～　３月期講演資料	（テーマ：事業用自動車の構造上の特性）
	４～　６月期講演資料	（テーマ：健康管理 ～体調不良時の適切な運行管理～ ）
	７～　９月期講演資料	（テーマ：緊急時における適切な対応）
	１０～１２月期講演資料	（テーマ：追突事故防止～適切な車間距離の維持～　）

【今回公開】令和６年１～３月期講演資料（テーマ：車両の点検整備について）

点検整備の目的

最近の自動車の性能は大変良くなっているが、あくまでも動く機械である以上、
使用しているうちに部品の劣化や、機能の低下は避けられません。

自動車の整備が行き届かなかったことで、

- 運転する者の生命や他人の生命及び財産への危害を与える
- 環境への悪影響
- 燃費の悪化
- 故障による交通渋滞の発生　　等

使用者は責任をもって自動車の維持管理することが求められます。

点検実施

自動車を日常的あるいは定期的に点検
劣化した部品や機能が低下した部品を交換

機能の劣化や摩耗に伴う事故、路上故障、公害などを未然に防ぎ安全で環境に優しい状態を保つ必要があります。

点 検 ・ 整 備 の 体 系

道路運送車両法

第４章　道路運送車両の点検及び整備

第47条（ 使用者の点検及び整備の義務）

第47条の2（日常点検整備）……	自動車点検基準	第1条（日常点検基準）
第48条（定期点検整備）……	自動車点検基準	第2条（定期点検基準）
第49条（点検整備記録簿）……	自動車点検基準	第4条（記載事項、保存期間）
第54条（整備命令、点検等の勧告）……	自動車点検基準	第5条（勧告に係る基準）

第54条の2（整備命令）

第57条（自動車の点検及び整備に関する手引）……	告示	国土交通省告示第317号（H19.3.14）
第57条の2（自動車の点検及び整備に関する情報の提供）‥	自動車点検基準	第7条（情報）

第99条の2（不正改造等の禁止）

車両の点検整備について

日常点検整備

・日常点検は、点検者自身が運転席に座ったり、エンジン・ルームをのぞいたり、また、車両の周りを回りながら自動車の状態を見ることによって容易に実施できるものです。

自動車点検基準　別表第１（事業用自動車等の日常点検基準）

点 検 箇 所	点 検 内 容
１．ブレーキ	ﾌﾞﾚｰｷ・ﾍﾟﾀﾞﾙの踏みしろ 及び効き、ﾌﾞﾚｰｷ液の量、空気圧力、ﾊﾞﾙﾌﾞからの排気音、駐車ﾌﾞﾚｰｷ・ﾚﾊﾞｰの引きしろ
２．タイヤ	空気圧、亀裂・損傷、異常摩耗、溝の深さ、※ﾃﾞｨｽｸﾎｲｰﾙの取付
３．バッテリ	バッテリ液の量
４．原動機	冷却水の量、ﾌｧﾝﾍﾞﾙﾄの張り具合、損傷、ｴﾝｼﾞﾝ・ｵｲﾙの量、かかり具合、異音、低速及び加速の状態
５．灯火装置及び方向指示器	点灯又は点滅具合、汚れ・損傷
６．ｳｲﾝﾄﾞ・ｳｫｯｼｬ及びﾜｲﾊﾟｰ	ウォッシャ液量及び噴射状態、ワイパーの払拭状態
７．エア・タンク	凝水
８．運行において異状が認められた箇所	当該箇所に異状がないこと。

※車両総重量８トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る

車両の点検整備について

定期点検整備

・定期点検は、一般的な構造・装置の自動車に関し標準的な使用を前提として、定期的に行う必要のある点検を定めたものです。
事業用自動車には、３月点検と12月点検の２種類があります。

自動車点検基準　別表第 3 （事業用自動車等の定期点検基準）一部抜粋

点検箇所		点検時期	
		３月ごと	１２月ごと （３月ごとの点検に次の点検を加えたもの）
かじ取り装置	ハンドル		操作具合
	ギヤ・ボックス		1 油漏れ 2 取付けの緩み
	ロッド及びアーム類	緩み、がた及び損傷	ﾎﾞｰﾙ・ｼﾞｮｲﾝﾄのﾀﾞｽﾄ・ﾌﾞｰﾂの亀裂及び損傷
	ナックル	連結部のがた	
	かじ取り車輪		ホイール・アライメント
	ﾊﾟﾜｰ・ｽﾃｱﾘﾝｸﾞ装置	1 ベルトの緩み及び損傷 2 油漏れ及び油量	取付けの緩み
制動装置	ﾌﾞﾚｰｷ・ﾍﾟﾀﾞﾙ	1 遊び及び踏み込んだときの 床板とのすき間 2 ブレーキの効き具合	
走行装置	ホイール	1 タイヤの状態 2 ホイール・ナット及びホイールボルトのゆるみ 3 フロント・ホイール・ベアリングのがた	※1 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷 2 リム、サイド・リング及びディスク・ホイールの損傷 3 リヤ・ホイール・ベアリングのがた

※車両総重量８トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る

車両の点検整備について

定期点検整備の計画及び実施

定期点検整備計画（実施）表等を作成し、計画的に定期点検を実施
※定期点検記録簿は自動車に備え付けることになっており、１年間保存することが求められています
（営業所には定期点検記録簿の写しが必要となり１年間保存となります）

【事業用自動車等の定期点検整備計画（実施）表　（例）】

		４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
車両番号①	予定			○８			◎１０			○６			○１１
	実績			８			１０			６			
車両番号②	予定		○１０			○２			○９			◎８	
	実績		１０			２			１１				
車両番号③	予定	◎１７			○２０			○１８			○１２		
	実績	１７			１９			２０					

３月ごとの定期点検「○」、１２月ごとの定期点検「◎」を記載し、実施完了したら日付を記入

車両の点検整備について

自動車運送事業者に対する行政処分等の基準

・日常点検の未実施	警告～５日車×違反車両数	（車両法第47条の2違反）
・定期点検整備等の未実施	警告～１０日車×違反車両数	（車両法第48条違反）
・無車検運行	６０日車×違反車両数	（車両法第58条第1項違反）
・大型車の車輪脱落事故惹起	２０日車	（車両法第47条違反）

整備管理者の解任命令

・大型車のホイールボルト折損等による車輪脱落事故が発生した場合であって、過去3年以内に同事故が発生していた場合

・整備管理者が自ら不正改造を行っていた場合、不正改造の実施を指示・容認した場合又は不正改造車の使用を指示・容認した場合

・日常点検に基づく運行の可否決定を全く行わない、複数の車両について1年以上定期点検を行わない、整備管理規程の内容が実際の業務に即していない等、整備管理者としての業務の遂行状態が著しく不適切な場合

等

車両の点検整備について

点検整備実施方法等の情報

日常点検整備・定期点検整備の実施の方法を理解しやすくするため、国土交通省では法律に基づき「**自動車の点検及び整備に関する手引**」を作成し、公表しています。

また、自動車メーカーは法定点検以外の点検整備の実施にあたって必要となる情報をメンテナンスノートとして、ユーザーに提供しています。

これらを参考にして、点検整備を実施するようにしましょう。

自動車の点検及び整備に関する手引

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/images/t_tebiki.pdf

運送事業者に必要な点検整備

運送事業は人の従来や物流の重要な役割を果たしており、わが国の経済と国民生活に不可欠な存在です。

そのために、一般の車両に比べて使用条件も厳しくなっており、運送事業者の点検整備の必要性は大きいものです。

日常点検整備や定期点検整備を確実に実施するとともに、自動車の構造、使用の状況等を考慮した適切な保守管理を行いましょう。

車両の点検整備について

大型車の車輪脱落事故件数は
令和４年度に140件発生。
過去最大となるなど増加傾向

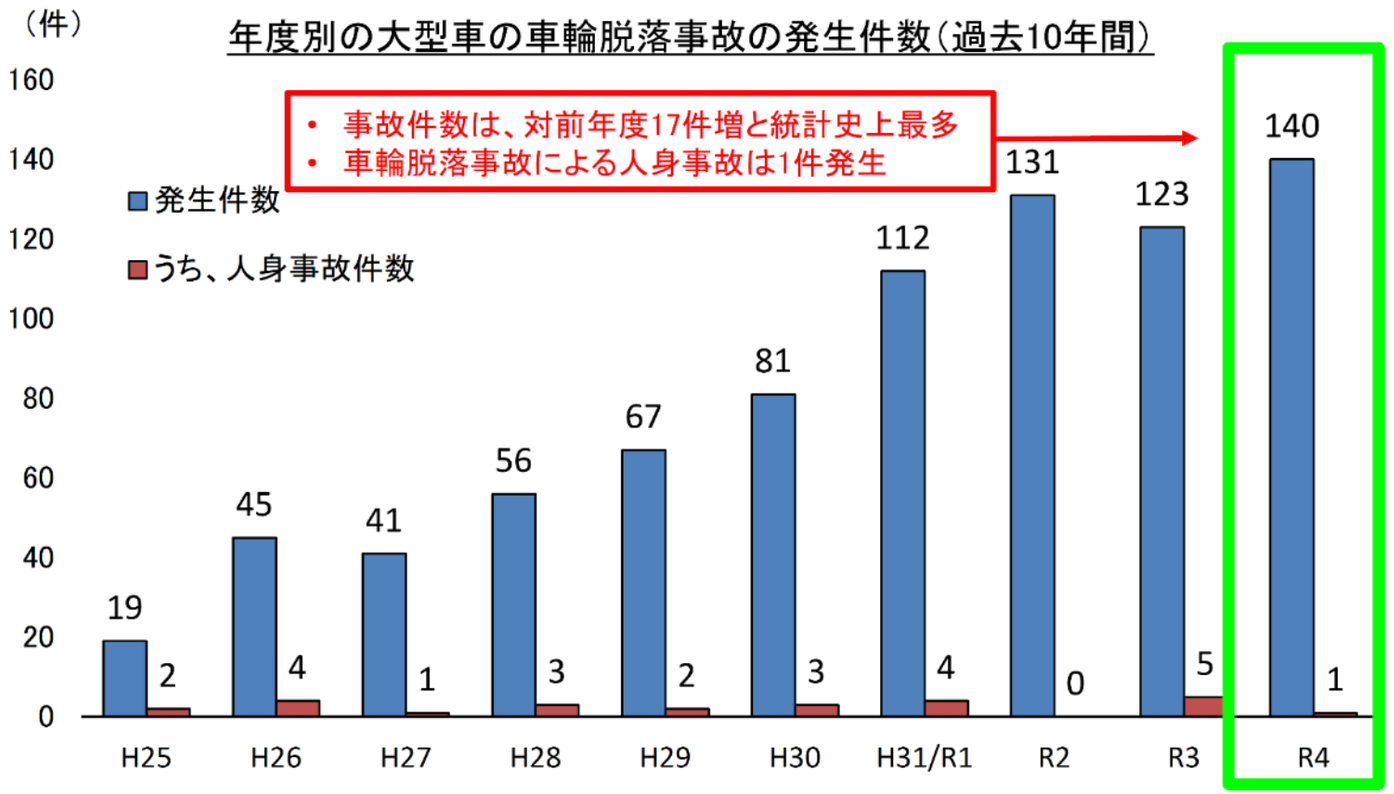

※ 車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバスであって、ホイール・ナットの脱落又はホイール・ボルトの折損により、タイヤが脱落した事故

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

主な傾向

・１１月～２月の冬期に脱落が集中
・車輪脱着作業１ヶ月以内に脱落が集中

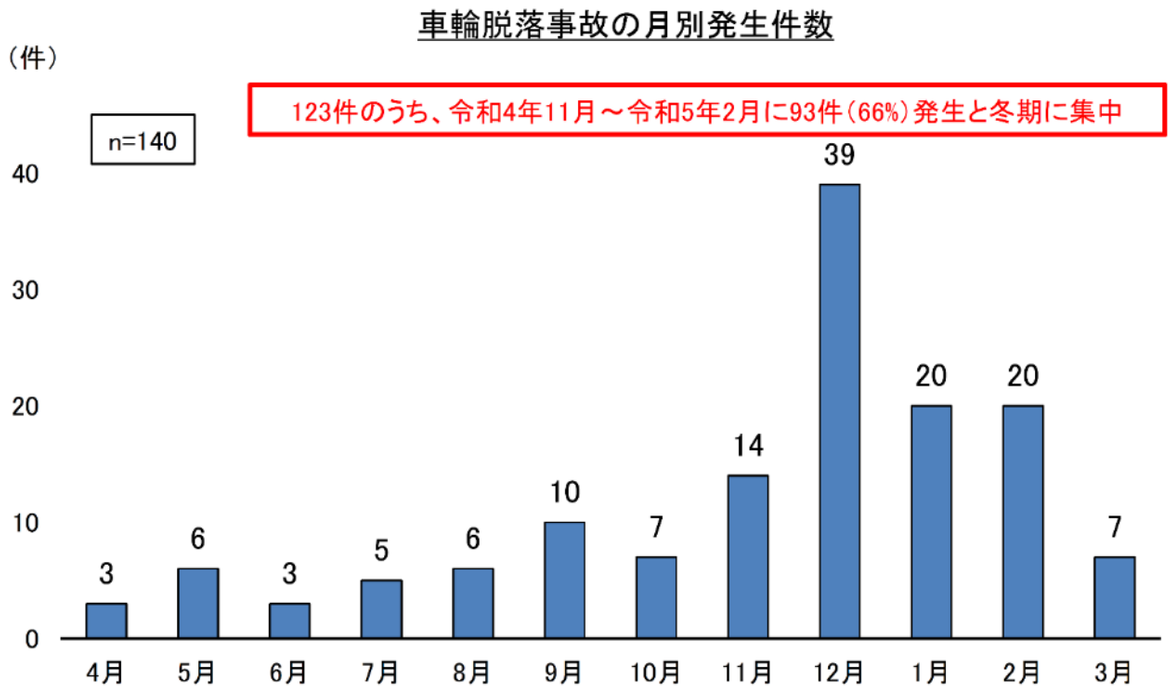

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

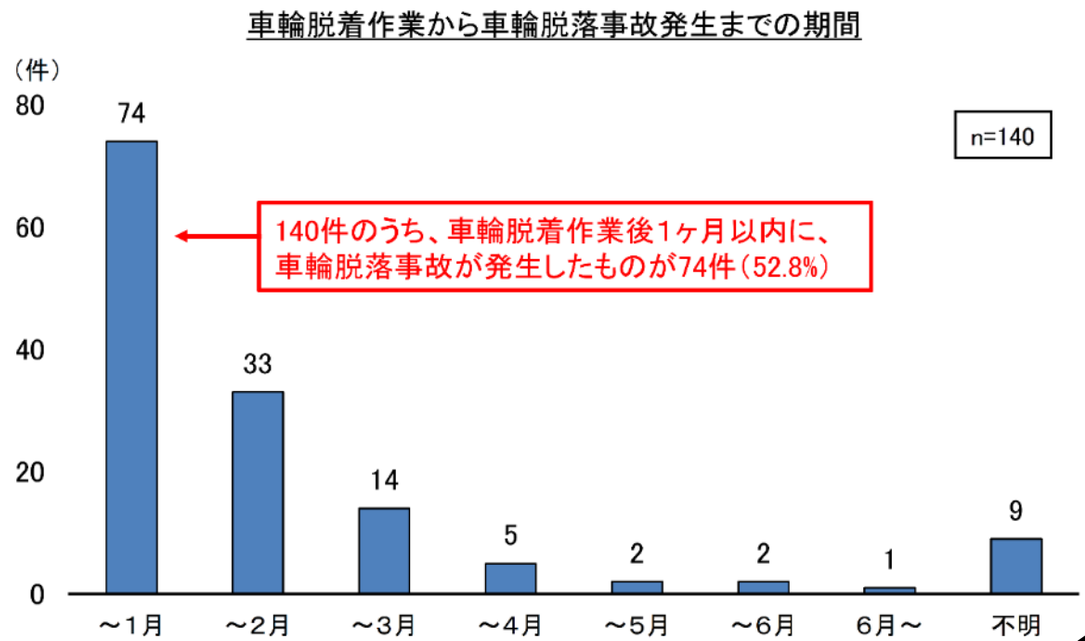

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車両の点検整備について

主な傾向

・後輪左側の脱落が全体の９割を占める
・大型車ユーザーの交換が大半を占める
・タイヤ交換時が半数以上を占める（冬用タイヤへの交換、摩耗タイヤの交換、タイヤローテーション）

脱落した車輪位置

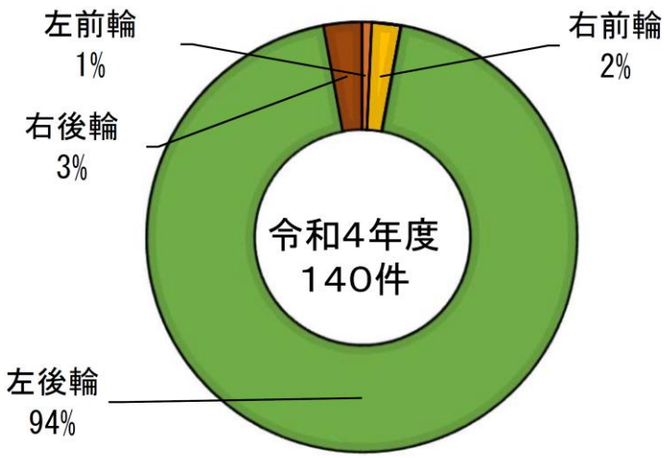

左後輪に集中する傾向は、前年度と変化なし

事故車両の使用の本拠の位置（令和3年度との比較）

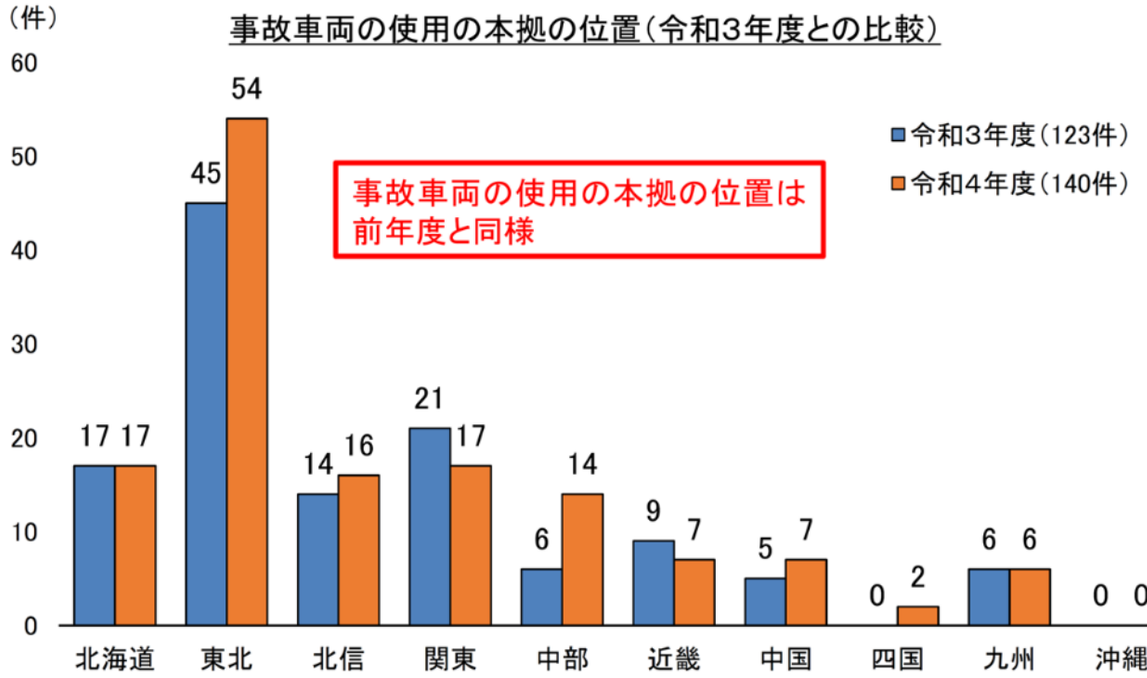

事故車両の使用の本拠の位置は前年度と同様

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

タイヤ脱着作業内容別

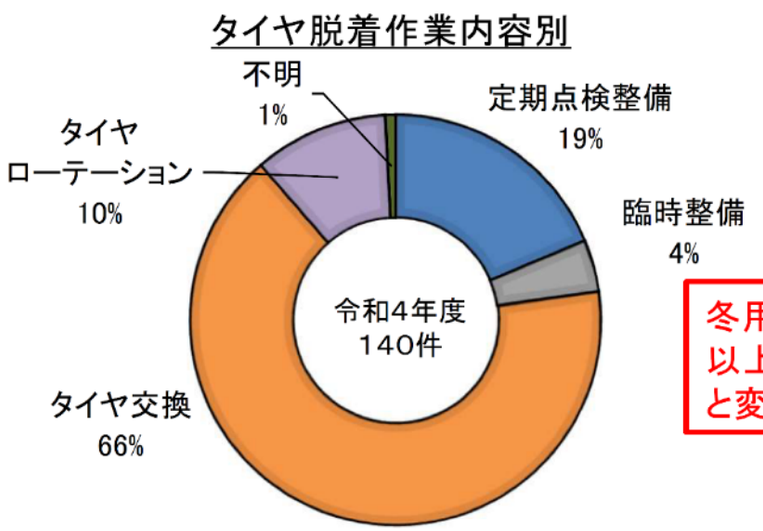

冬用タイヤ等への交換が半数以上を占める傾向は、前年度と変化なし

車歴別の車輪脱落事故の発生件数（平成30年度～令和4年度）

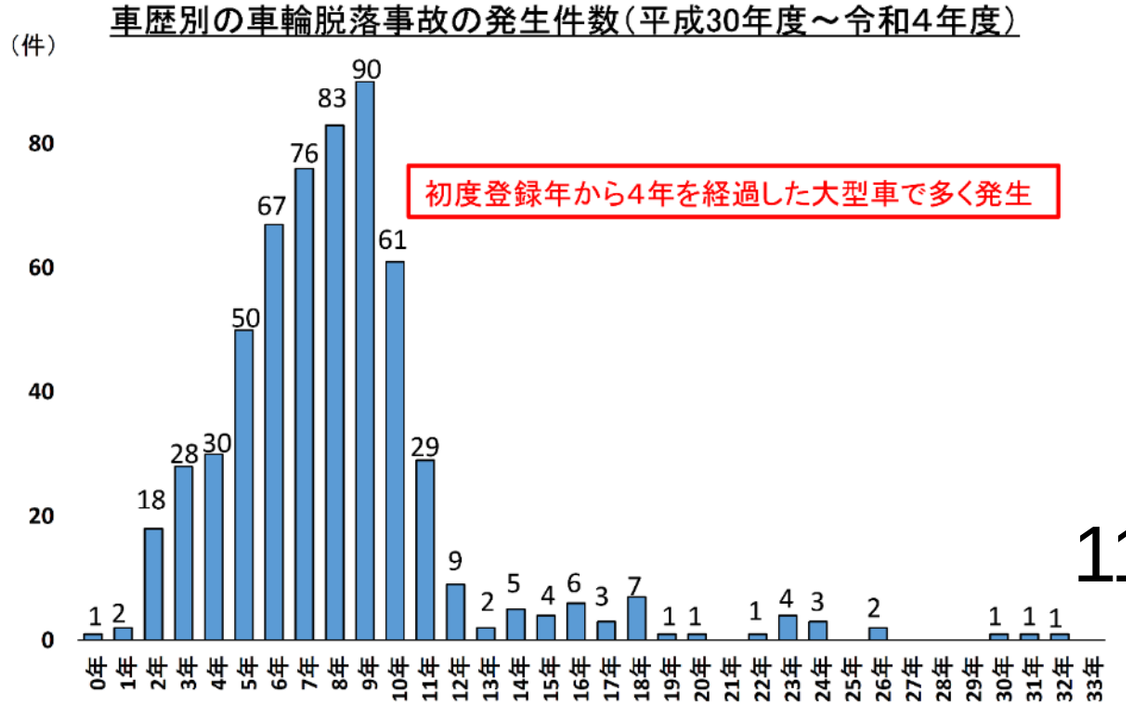

初度登録年から4年を経過した大型車で多く発生

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車両の点検整備について

車輪脱落事故車両調査（令和４年度）

- 令和4年度発生した車輪脱落事故車両１４０台のうち１３６台に対して、各部品に劣化・損傷状態や、タイヤ脱着作業の実施状況を確認する事故車両調査を実施した。
- 事故車両調査の結果、
  ・ホイール・ボルトやナットに著しいさびがあるものや、ゴミ等の異物が付着しているもの
  ・ホイール・ナットとワッシャのすき間に潤滑剤の塗布が見られず、ホイール・ナットがスムーズに回転しないもの　等、
  適切なタイヤ脱着作業が実施されていない車両が確認された。

事故車両調査により確認された各部品の劣化・損傷事例

著しいさびや汚れによるホイール・ナット

ホイール・ナット上面からはナット座面の状態が確認できない場合が多く、ワッシャーが固着しているものもある。

ホイール・ボルトに著しいさびや汚れ等の付着

スムーズに回転しないホイール・ナット

ホイール・ナットとワッシャのすき間に潤滑剤の塗布が見られず、ホイール・ナットとワッシャにガタが発生し、スムーズに回転しない。

著しいさびによるディスク・ホイールの損傷

ディスク・ホールのボルト穴や、ホイール・ナットの当たり面に、著しいさびによる剥離や損傷が発生している。

車両の点検整備について

車輪脱落事故の発生原因

当該事故の主は発生原因は、タイヤ交換時の作業不備とタイヤ交換後の保守管理の不備の２つの要因と推定。

○タイヤ交換時の作業不備

①規定の締付トルクで締め付けられていない。

②ホイール・ボルト、ホイール・ナット及びホイールの錆、ゴミの確認、清掃が不十分

○タイヤ交換後の保守管理の不備

①増し締めが行われていない

②日常点検・定期点検時のホイール・ボルトの緩みの点検が不十分

③規定の締付トルクで増し締めがされていない

④増し締めの実施時期（距離）が遅い

また、タイヤ交換時の作業不備とタイヤ交換後の保守管理不備が要因となっているのは、事故を起こした車両のタイヤ交換時期が１１月に集中し、交換後１ヶ月以内に脱落が発生していることから、一カ月の短期間に冬用タイヤの交換作業は集中することで、作業時間の制約が生じ、本来、実施すべき作業を省くなど正しい作業が行われていないと推測。

車輪脱落事故防止対策

１．会社代表者の方へ

車輪脱落事故防止のための**注意すべきポイント（P.15,16）**について、社内の整備管理者、運転者及びタイヤ交換作業者に周知徹底を図ってください。

２．整備管理者の方へ

・計画的なタイヤ交換作業を実施する。

・社内でタイヤ交換作業を行う際は、正しい知識を有した者に実施させる。

・錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換する。特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から４年以上経過している車両は、重点的に確認する。

・脱落の多い左後輪について重点的に点検する。

・増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を作業者（運転者）に指導する。なお、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付ける。

車両の点検整備について

車輪脱落事故防止対策
○トラックのみ（自社でタイヤ交換作業を行った車両による事故が多く発生していることを踏まえた対策）

整備管理者の方へ
・自社で大型車のタイヤ交換作業を行うときは、作業者に、別紙１の作業管理表に沿って作業を実施させ、その結果を記録させる。
・タイヤ交換作業完了後、作業管理表をもとに適正なタイヤ交換作業が行われていることを確認する。
・別紙１の作業管理表を使用して、増し締めの実施結果を記録する。
・点検実施者に別紙２の日常点検表を使用して、「ディスク・ホイールの取付状態」の点検を確実に行う。
・増し締め実施後、ホイール・ナットへのマーキングを施す、又は、ホイールナットマーカーを活用したマーキングのずれの確認手法により、ホイール・ナットの緩みの点検を確実に確認する。

別紙1（様式例）

タイヤ脱着作業管理表

登録番号又は車番　　整備管理者確認欄 □
作業実施者名

実施日　令和　　年　月　日

実施箇所		確認・作業内容	結果（実施✓・交換×）
清掃の実施	ハブ面	ディスク・ホイール取付面の錆や泥、ゴミなどを取り除く。	
		○ ハブのはめ合い部（インロー部）の錆やゴミ、泥などを取り除く。	
	ディスク・ホイール	ホイール・ナットの当たり面、ハブ取付面の錆やゴミ、泥などを取り除く。	
	ホイール・ボルト、ナット	ホイール・ボルト、ナットの錆やゴミ、泥などを取り除く。	
点検の実施	ハブ面	ディスク・ホイールの取付面に著しい摩耗や損傷がないかを確認	
	ディスク・ホイール	ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないかを確認	
		ホイール・ナットの当たり面に亀裂や損傷、摩耗がないかを確認	
		溶接部に亀裂や損傷がないかを確認	
		ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを確認	
	ホイール・ボルト、ナット	亀裂、損傷がないかを確認	
		ボルトの伸び、著しい錆がないかを確認	
		ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどがないかを確認	
		○ ナットの座金（ワッシャ）が、スムーズに回転するかを確認	
		※ ナットの座面部（球面座）に錆や傷、ゴミがないかを確認	
油脂類塗布の実施	ホイール・ボルト	☆ ネジ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
	ホイール・ナット	☆ ネジ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
		※ 座面部（球面座）にエンジンオイルなどの潤☆ 滑剤を薄く塗布する。	
		○ 座金（ワッシャ）とナットとのすき間にエン☆ ジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
	ハブ	○ ハブのはめ合い部（インロー部）に、グリースを薄く塗布する。	
取付	ホイール・ナットの締め付け	■△ タイヤ脱着作業時の締め付けトルク値	N・m
保守	ホイール・ナットの増し締め	■ タイヤ脱着後、50～100km走行後の増し締めを実施する。	

※ JIS方式が対象。
○ ISO方式が対象。ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールと座金（ワッシャ）との当たり面には、塗装、エンジンオイルなどの油脂類の塗布を行わないよう注意すること。
■ 規定の締め付けトルク値は、車両の「タイヤ空気圧ラベル」の近くに表示されています。
△ 対角線順に2～3回に分けて締め付けること（最後の締め付けはトルクレンチで規定トルクで締め付ける）。
☆ 二硫化モリブデン入りのオイル等は使用しない。
注 この内容に沿ったものであれば、自社の様式を使用してもよい。

別紙１作業管理表

別紙2（様式例）

日常点検表

登録番号又は車番　　運行管理者（補助者）確認欄
点検実施者（運転者）名　　整備管理者（補助者）確認欄

実施日　令和　　年　月　日

点検箇所		点検項目	点検結果（○・×）
運転席での点検	ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキのきき	踏みしろ / ブレーキのきき
	駐車ブレーキ・レバー（パーキング・ブレーキ・レバー）	引きしろ（踏みしろ）	
	原動機（エンジン）	※ かかり具合、異音	かかり具合 / 異音
		※ 低速、加速の状態	
	ウィンド・ウォッシャ	※ 噴射状態	
	ワイパー	※ 拭き取りの状態	
	○ 空気圧力計	空気圧力の上がり具合	
	○ ブレーキ・バルブ	排気音	
エンジン・ルームの点検	ウィンド・ウォッシャ・タンク	※ 液量	
	ブレーキのリザーバ・タンク	液量	
	バッテリ	※ 液量	
	ラジエータなどの冷却装置	※ リザーバ・タンク内の液量	
	潤滑装置	※ エンジン・オイルの量	
	ファン・ベルト	※ 張り具合、損傷	張り具合 / 損傷
車の周りからの点検	灯火装置（前照灯・車幅灯・尾灯・制動灯・後退灯・番号灯・側方灯・反射器）、方向指示器	点灯・点滅具合、汚れ、損傷	点灯・点滅具合 / 汚れ / 損傷
	タイヤ	空気圧	
		□ ディスク・ホイールの取付状態	ナット緩み・脱落 / ボルト付近さび汁 / ボルト突出不揃い、折損
		亀裂、損傷	亀裂 / 損傷
		異状な摩耗	
		※ 溝の深さ	
	○ エア・タンク	タンク内の凝水	
	○ ブレーキ・ペダル	※ ブレーキ・チャンバのロッドのストローク	
		※ ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間	
前日・前回の運行において異状が認められた箇所			

※印の点検は、当該自動車の走行距離・運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。
○印の項目はエア・ブレーキを用いた自動車の点検項目を示す。
□印の点検は、車両総重量８トン以上又は乗車定員30人以上に該当する車両の場合は必ず実施すること。
注 ディスク・ホイールの取付状態の点検項目が細分化された内容が点検されるようになっていれば、自社の様式を使用してもよい。

別紙２日常点検表

※タイヤ脱着作業管理表・日常点検表
様式例はこちらからダウンロードできますので、ご利用ください。
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/tenken/t2/t2-1/

車両の点検整備について

車輪脱落事故を防ぐために注意すべきポイント（１）

１．錆・汚れの清掃と、給脂

錆が著しいホイールや、滑らかに回らないボルト・ナットは交換しましょう。

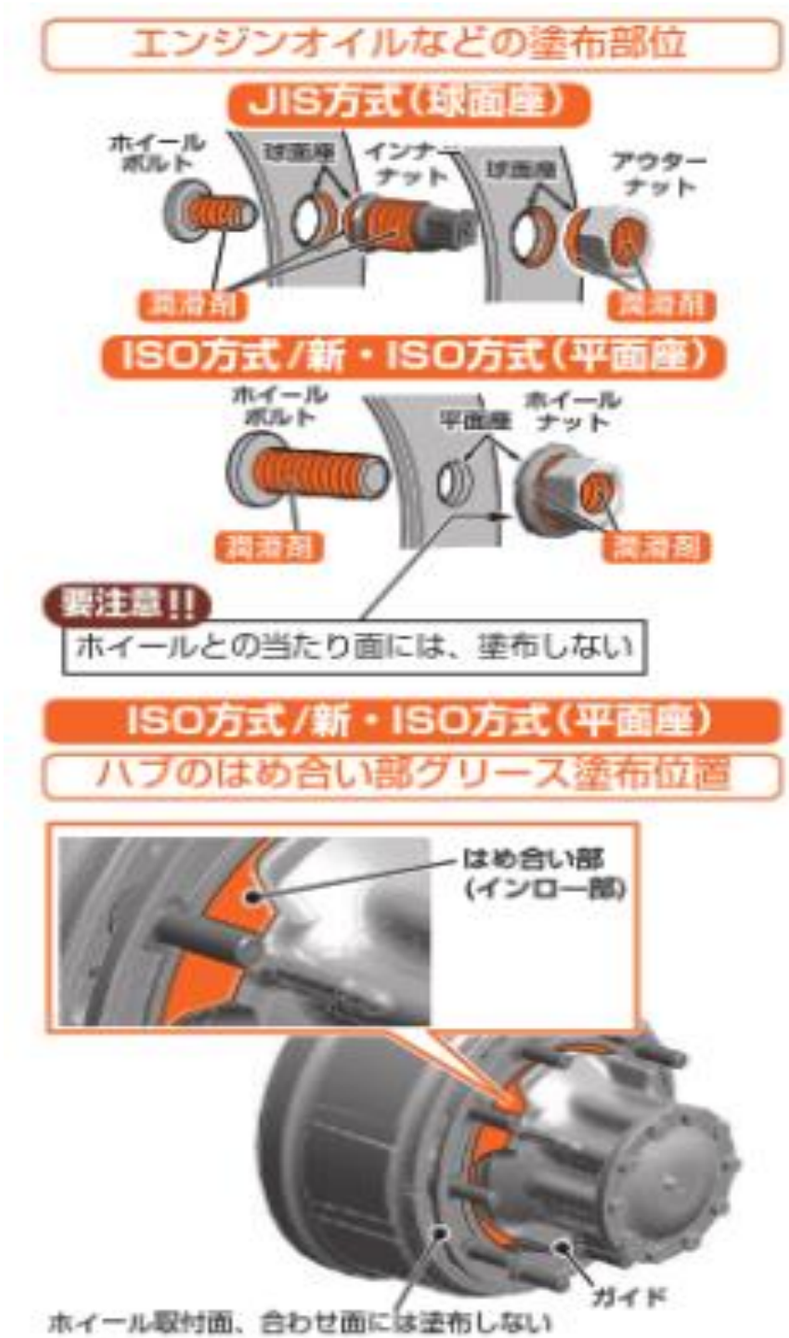

２．確実な締め付け

締付け方式には、球面座で締付けるJIS 方式と平面座で締付けるISO方式があります。規定の締付けトルクで確実に締付けてください。

車両の点検整備について

車輪脱落事故を防ぐために注意すべきポイント（２）

３．増し締めの実施

初期なじみによる締付け力の低下が起こりますので、
50 ～ 100 ㎞走行後を目安に増し締めを行います。

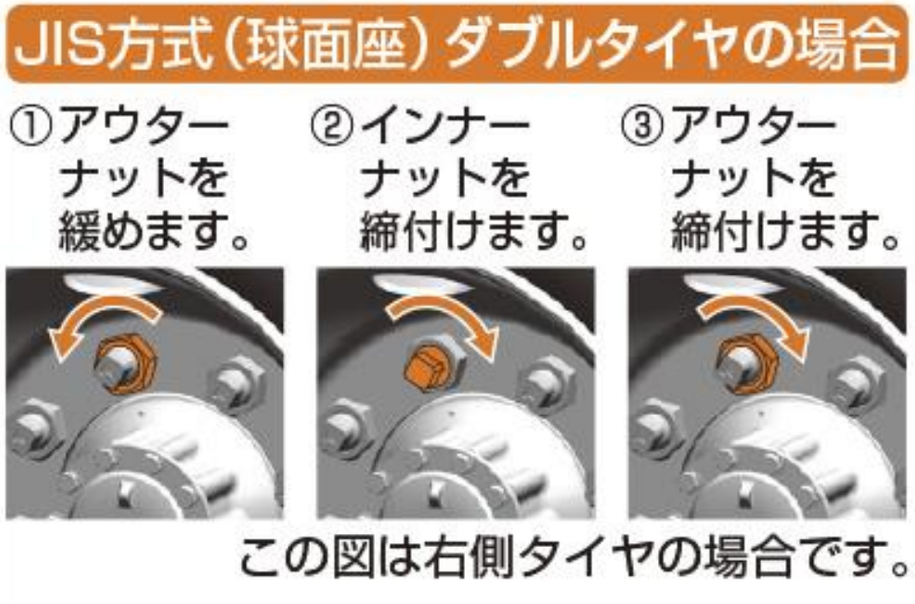

４．日常の点検

一日一回、運行の前に、ホイールボルト、
ナットを目で見て、さわって点検します。
異常を発見したら直ぐに整備工場へ。

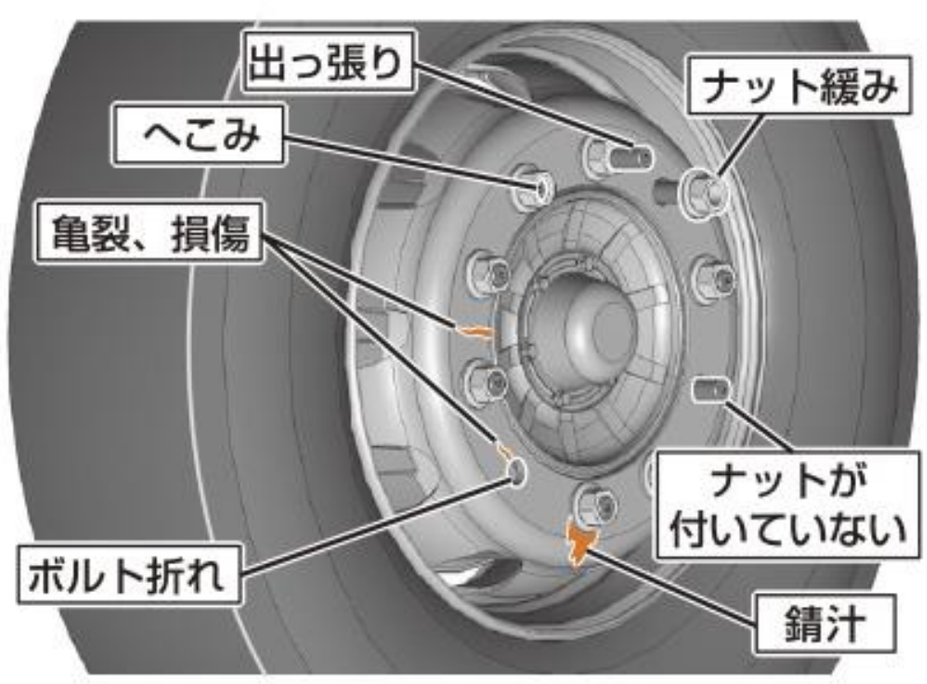

車両の点検整備について

【大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン】

大型車の冬用タイヤへの交換時期に車輪の脱落事故が急増する傾向を踏まえ、タイヤ脱着時の確実な作業の徹底を呼びかける「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施。

●重点項目
・適切なタイヤ脱着作業の動画やポスター及びチラシを活用した、大型車のユーザーやタイヤ脱着作業関係者への啓発
・冬用タイヤ交換作業の平準化を推進等

●実施期間
令和５年１０月１日　～ 令和６年２月２９日

【タイヤ脱着作業時のポイント】

ホイール・ナットへ潤滑剤の塗布

ホイール・ナットとワッシャのすき間に、潤滑剤を塗布してください

増し締めの実施

タイヤ脱着後、50km～100km 走行後を目安に、ホイール・ナットを既定のトルクで再度締め付けます

大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画を公開！

車輪脱落事故車両の調査等を行ったところ、事故を起こした車両では、劣化したホイール・ナットが使用されていたり、タイヤ脱着時にホイール・ナットの清掃や潤滑剤の塗布等が適切に行われていなかったりする状況が明らかになりました。
このような状況を踏まえ、大型車ユーザー等のタイヤ脱着作業者が、いつでも適切なタイヤ脱着作業手順や保守管理作業手順を確認できるよう、作業手順動画を作成し公開しました。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/tenken/t2/t2-1/

車両の点検整備について

冬用タイヤへの交換後の大型車の車輪脱落事故が発生しています！

※12月4日12時時点

（島根県浜田市）事故概要

○発生場所・場所
・令和5年11月30日（木）午後3時30分頃、島根県浜田市三隅町の国道9号線
○事故状況
・大型トラックが時速約50km/hで運行中、左後前軸車輪1本が外れ、歩行者（75歳、男性）に衝突
・この事故により、当該歩行者が内臓出血、骨盤骨折の重傷
・ホイールボルトは折損しておらず、ナットの緩みが原因である可能性が考えられる。
○タイヤ交換、日常点検等の状況
・前日（11月29日）に自社従業員が冬用タイヤに交換（締付トルクを確認）
・当日（11月30日）の日常点検では目視により確認（点検ハンマー未使用）
・タイヤ交換から事故まで約200km走行

（青森県八戸市）事故概要

○発生場所・場所
・令和5年12月1日（金）午後3時50分頃、青森県八戸市の八戸自動車道下り線
○事故状況
・大型トラックが時速約80km/hで運行中、左後後軸車輪2本が外れ、路肩規制標識を撤去する作業をしていた30代と60代の男性作業員2名に衝突
・この事故により、30代の作業員が死亡、60代の作業員が軽傷
・ホイールボルトは折損しておらず、ナットの緩みが原因である可能性が考えられる。
○タイヤ交換、日常点検等の状況
・11月15日に自社従業員が冬用タイヤに交換（翌16日に増し締めを実施）
・当日（12月1日）の日常点検では目視により確認（点検ハンマー未使用）
・タイヤ交換から増し締めまで319km、増し締めから事故まで4,883km走行

国土交通省は、大型車における適切な冬用タイヤ交換作業等の実施を図るため、通達を発出

大型車における適切な冬用タイヤ交換作業等の実施について（令和5年12月1日付国自安第108号国自整第164号）

1．大型車のタイヤ脱着作業時においては、「自動車の点検及び整備に関する手引き」及び「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を確認の上、啓発チラシやタイヤ脱着作業管理表を活用し、確実に実施すること。
「自動車の点検及び整備に関する手引き」
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/tenken/t1/t1-2/
「冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！（令和 5年9月29日）」
https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000308.html
2．運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するよう関係者に徹底すること。

大型車の車輪脱落事故防止に係る一斉点検の実施について（依頼）（令和5年12月4日付国自整第166号の2）

トラック運送事業者に対して、保有車両のホイール・ナットの緩みの確認及びタイヤ脱着作業後の増し締めが確実にされているかについて一斉点検を実施するよう指示。

雪道での立ち往生に注意　大型車の冬用タイヤとチェーンについて

国土交通省

冬用タイヤの溝深さに注意！

-大型車の冬用タイヤに関する使用上の注意点-

- 道路で大型車が立ち往生すると、深刻な交通渋滞や通行止めを引き起こします。積雪・凍結道路においては、**必ず適切な冬用タイヤを装着**するなど適切な措置を講じてください。
- 交通渋滞等を引き起こした運送事業者等には監査を行い、**講じた措置が不十分と判断されれば処分の対象**となります。

積雪・凍結道路では、**冬用タイヤを全車輪に装着**

⇒　冬用タイヤは全車輪に装着しないと**挙動が安定しません**。

冬用タイヤの**溝深さが新品時の50%以上**あることを確認

⇒　溝深さ**50%**を示す**「プラットホーム」で、運行前に必ず確認**してください。（一部海外メーカー品は除く）

積雪・凍結道路での運行前に、**運転上の注意点を把握**

⇒　積雪・凍結道路においては、
- **低速ギアでゆっくり発進**
- **坂道を登り終わるまでギアチェンジしない**

など、運転操作の注意が必要です。

一般社団法人
日本自動車タイヤ協会→

全日本トラック協会　雪道対策→

プラットホームとは？

●プラットホームとは

日本国内における道路交通法施行細則等によって定められた冬用タイヤとしての使用限度の目安となる新品時の溝深さから50%の位置にあるゴムの盛り上がりを設置した部分をいいます。

●プラットホームの位置

プラットホームの位置を示す⇧がタイヤの両側面にそれぞれ周上4ヶ所以上に表示されています。

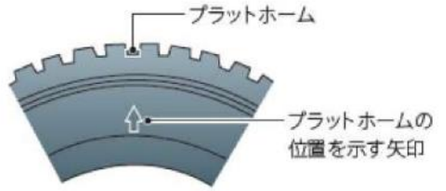

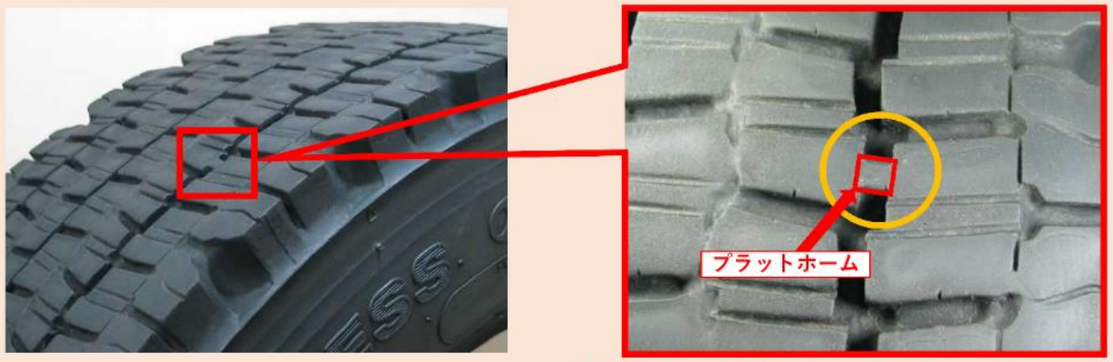

残り溝深さが「プラットホーム」に達している状態。冬用タイヤとして使用できません。

運転上の注意点

①**低速ギアでゆっくり発進**し、タイヤを空転させない。

②急坂道では**登り終わるまで低速ギアを使用**し、ギヤチェンジしない。

③**急発進、急加速、急旋回及び急停止は避ける**。柔らかくブレーキ。

④**カーブに入る前に減速**する。速度は控えめ。十分な車間距離。

⑤冬用タイヤの**性能には限界がある**ので、運転時は細心の注意を払う。

⑥冬用タイヤを**乾燥路や湿潤路で使用する場合は走行速度に注意**する。

車両の点検整備について

自動車事故報告規則

事業用自動車に係る事故があった日から
３０日以内に運輸支局へ事故報告書を提出

事故報告書を提出しなければならない事故とは（抜粋）

（１）自動車が転覆、転落、火災をおこし、鉄道と衝突したもの
（２）10台以上の自動車の衝突又は接触をしたもの
（３）死者又は重傷者を生じたもの
（４）10人以上の負傷者を生じたもの

（11）自動車の装置の故障により自動車が運行できなくなったもの
（12）車輪の脱落、被けん引車の分離を生じたもの

事故報告書様式等は中部運輸局のこちらのバナーから

自動車事故報告書（表・裏）

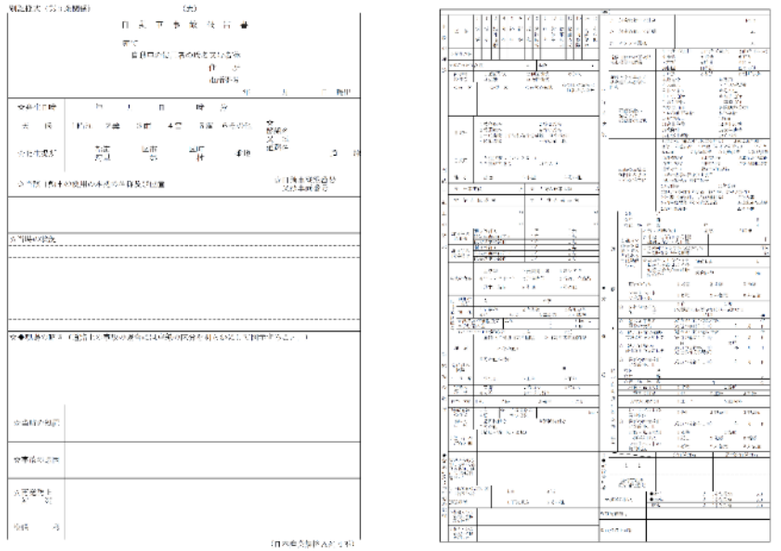

別表3　車両故障事故報告書添付票

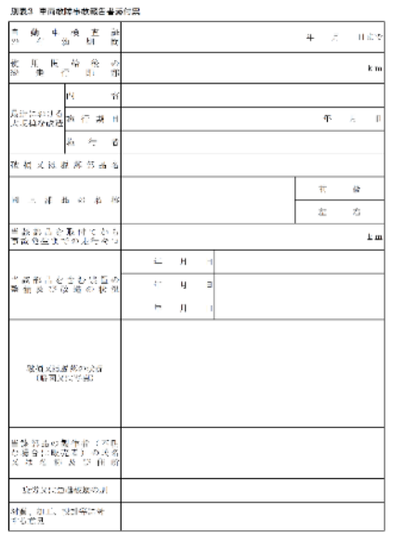

※自動車事故報告書等の取扱要領により「車両故障に起因する事故」については、添付書類として別表３（車両故障事故報告書添付票)の提出も必要

法令等の改正・お知らせ

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

旅客（貸切バス）

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

令和５年10月10日
物流・自動車局安全政策課

貸切バスの安全性向上に向けた対策のための制度改正を行いました

貸切バスの安全性向上に向けた新たな対策を制度化するため、旅客自動車運送事業運輸規則等の一部を改正する省令の改正等が本日公布されました。

１．背景

令和４年10月に静岡県で発生した貸切バスの横転事故（死傷者計29名）を踏まえ、二度と同様の悲惨な事故を発生させないよう、貸切バスの安全性向上に向けた新たな対策を検討してきたところ、今般、本対策を制度化するため、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）について、所要の改正等を行いました。

２．新制度の概要

（１）輸送の安全に係る書面及び記録の保存期間の延長等

一般貸切旅客自動車運送事業者には、運送引受書、手数料等の額を記載した書類、点呼の記録、業務記録及び運行指示書について１年間の保存義務があるところ、当該保存期間を３年間に延長します。また、点呼の記録については電磁的記録として保存することを義務付けます。

（２）録音及び録画による点呼記録の保存の義務付け

一般貸切旅客自動車運送事業者に対し、点呼を行った際の状況を録音及び録画（電話点呼については、録音のみ）して、その電磁的記録を90日間保存することを義務付けます。

（３）アルコール検知器使用時の写真撮影の義務付け

一般貸切旅客自動車運送事業者がアルコール検知器を用いて運転者の酒気帯びの有無について確認を行う際に、（２）により録画をしている場合を除き、当該呼気の検査を行っている状況の写真を撮影して、その電磁的記録を90日間保存することを義務付けます。

（４）ディジタル式運行記録計の使用の義務付け

一般貸切旅客自動車運送事業者は、その事業に使用する自動車の運行距離等を運行記録計により記録し、当該記録を保存しなければならないところですが、本記録をディジタル式運行記録計により行い、電磁的記録として３年間保存することを義務付けます。

（５）安全取組の公表内容の拡充

一般貸切旅客自動車運送事業者に、インターネット等で公表が義務付けられている安全取組の内容として、運転者に対して行う安全運転の実技指導を追加します。

○　改正した運輸規則等は以下URLから確認いただくことができます。
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000152.html

１．背景

令和４年10月に静岡県で発生した貸切バスの横転事故（死傷者計29名）を踏まえ、二度と同様の悲惨な事故を発生させないよう、貸切バスの安全性向上に向けた新たな対策を検討してきたところ、今般、本対策を制度化するため、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）について、所要の改正等を実施

【省令】
○旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令

【告示】
○一般貸切旅客自動車運送事業者が使用すべき運行記録計を定める告示

【通達】
○旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について
○「旅客自動車運送事業運輸規則第４７条の７第１項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」（国土交通省告示第１０８９号）により一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項について

➡　改正した運輸規則、パンフレットは以下URLから確認できます。
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000152.html

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

旅客（貸切バス）

２．新制度の概要

（１）輸送の安全に係る書面及び記録の保存期間の延長等

一般貸切旅客自動車運送事業者には、運送引受書、手数料等の額を記載した書類、点呼の記録、業務記録及び運行指示書について１年間の保存義務があるところ、当該保存期間を３年間に延長します。また、点呼の記録については電磁的記録として保存することを義務付けます。

（２）録音及び録画による点呼記録の保存の義務付け

一般貸切旅客自動車運送事業者に対し、点呼を行った際の状況を録音及び録画（電話点呼については、録音のみ）して、その電磁的記録を 90日間保存することを義務付けます。

（３）アルコール検知器使用時の写真撮影の義務付け

一般貸切旅客自動車運送事業者がアルコール検知器を用いて運転者の酒気帯びの有無について確認を行う際に、（２）により録画をしている場合を除き、当該呼気の検査を行っている状況の写真を撮影して、その電磁的記録を90日間保存することを義務付けます。

（４）ディジタル式運行記録計の使用の義務付け

一般貸切旅客自動車運送事業者は、その事業に使用する自動車の運行距離等を運行記録計により記録し、当該記録を保存しなければならないところですが、本記録をディジタル式運行記録計により行い、電磁的記録として３年間保存することを義務付けます。

（５）安全取組の公表内容の拡充

一般貸切旅客自動車運送事業者に、インターネット等で公表が義務付けられている安全取組の内容として、運転者に対して行う安全運転の実技指導を追加します。

３．スケジュール

公布：令和５年10月10日

施行：令和６年４月１日（ただし、令和６年３月31日以前に新規登録を受けた事業用自動車に係る運行記録計による記録については、令和７年３月31日までの間は、アナログ式運行記録計による記録でも良い。）

確実な運行管理の実施に向けた対策

旅客（貸切バス）

○　重大事故を起こした事業者の大半は、点呼の未実施など運行管理が不十分。
○　バス事業者において、改ざん・不正防止を含む確実な運行管理の実施を図るため、「デジタコ装着の義務化」、「アルコール検知時の画像記録保存の義務化」、「点呼記録の動画保存の義務化」等を令和6年4月以降、順次実施する。

	運行記録計	アルコール検知	点呼記録
現状	アナタコ or デジタコ	呼気中のアルコールを検知	紙や電磁的方法で 1年間保存
制度改正後 （令和6年4月※） ※　一部の施行は令和7年4月	デジタコのみ	呼気中のアルコールを検知 ＋ 使用時の画像記録	電磁的方法で3年間保存 ＋ 動画（音声含む）で 点呼の様子を撮影の上、 90日間保存
		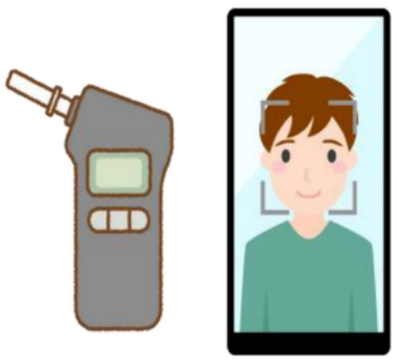	 監査や巡回指導において、 確実に点呼が行われているか確認

旅客（貸切バス）

点呼

点呼の様子を動画保存

保存期間　90日間

1日の乗務の前後等に実施している点呼では、運転者の方の酒気帯びの有無や、疲労・睡眠不足の状況などを確認していますが、その様子の一部始終を動画で撮影・保存してください。

- 天井に備え付けの監視カメラ、スマートフォン、パソコン内蔵のWebカメラで保存する等、機器は問いません
  ※映像と音声の両方記録できること、**運転者を識別できること**が必須
- **電話点呼の場合は、点呼実施者・運転者双方のやり取りの録音のみでOKです。**
  スマートフォンの録音アプリ、通信事業者が提供する通話録音サービス、電話のスピーカーフォンとボイスレコーダーで保存する等、録音方法は問いません。
- 機器が故障した場合は、故障内容及び日時を記録して電磁的方法で90日間保存し、機器を速やかに修理、交換してください

撮影日が分かるよう、ファイル整理をお願いします（ファイル名や保存日など）

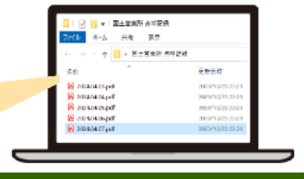

アルコールチェック

アルコールチェックの様子を撮影保存

保存期間　90日間

酒気帯びの有無の確認時に行うアルコールチェックの際に、検知器による呼気の検査中の顔写真を撮影・保存してください。

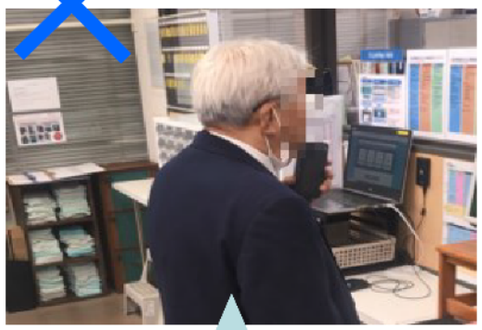

- 点呼の動画内で、アルコールチェック時の運転者の顔が容易に識別できる場合は、改めての写真撮影は不要です
- 電話点呼の場合、顔写真を撮影・保存することが必須ですが、ドライブレコーダーによるアルコールチェック時の映像で代えることも可能です
- 点呼を実施した日を1日目とし、そこから90日間の保存をお願いします

正しいアルコール数値を計測するために、メーカーが指定する測定方法を守りましょう

➡　改正した運輸規則、パンフレットは以下URLから確認できます。
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000152.html

旅客（貸切バス）

記録の保存

保存期間を3年に延長

運送引受書　手数料の額を記載した書類　業務記録　運行指示書

点呼の記録（**電子ファイル必須！**）　**※いずれも令和6年4月1日分～**

運送引受書、手数料の額を記載した書類、業務記録、運行指示書の保存は、紙でも電子ファイルでもどちらでも可ですが、保管場所を考えると電子ファイルがオススメです。

ただし、<u>点呼の記録は電子ファイル保存が必須</u>です。

スキャンでもOK！
ただし改ざんが容易でない方法（PDF等）で保存
（点呼日から1週間以内にPC等に保存）

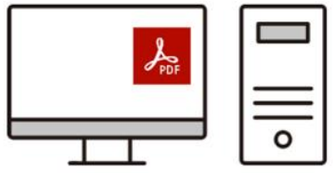

電子ファイルで保存した場合は、紙での保存は不要です
必要なデータが容易に確認できるように整理しましょう

Q 複数年度にまたがるなど、継続した契約に関する書類は、どの日から起算して3年間保存すればよいのですか？

A 契約終了日を1日目とし、3年間の保存をお願いします。なお、運賃や諸条件が3年以上前の引受書（契約書）でしか確認できない場合は、その原契約も保存をお願いします。

Q 点呼の記録を電子ファイルとして保存するために、新たに点呼記録システムを導入しなければならないのですか？

A システムの導入は必須ではなく、紙媒体に記録したものをスキャンして保存する、表計算ソフトで作成したものをPDF等のデータで保存するなどの対応でも問題ありません。

運行記録計

デジタコの使用と運行記録の3年間記録保存

デジタル式運行記録計（デジタコ）の使用が必須になります。

デジタコの管理ソフトの中には、運行管理や労務管理、ドライバーの運転ぶりを把握できたり、燃費改善に役立つ機能がついているものもあります。ドライバーの指導監督にご活用ください。

Q すべての貸切バスが令和6年4月からデジタコ必須となるのですか？

A 新車（令和6年4月1日以降に新規登録を受けたもの）は令和6年4月1日から、既販車は令和7年4月1日から必須となります。

Q 学校の送迎など特定旅客に近い形態で運行を行っていますが、義務付けの対象になりますか？

A 運行形態が貸切契約の場合は、その運行の実態や車両の形状に関わらず、デジタル式運行記録計の使用が義務となります。

Q デジタコを装着できないバスを運行しているのですが・・・

A ボンネットバスのように、年式が非常に古く、デジタコを装着できない車両は義務付けの対象外です。その場合、複数の運行記録計のメーカーから、デジタル式運行記録計の装着が困難である旨の回答文書（書面やメール等）をもらい、その回答について車両を保有しなくなるまで保存してください。

★国土交通省の補助金もご活用ください（事故防止対策支援推進事業、～令和6年1月末まで）

※予算上限に到達すると、その時点で受付が早期終了となる場合があります
※「自動車運送事業の安全総合対策事業」の予算消化率をご確認いただけます
（公財）日本自動車輸送技術協会　https://jata-shinsei.my.site.com/portal/

■対象：中小企業のバス事業者等
・運行管理の高度化支援
・過労運転防止の先進取組支援
※補助上限額や対象機器などの詳細は左のQRコードよりご確認ください。
https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.html

➡ 改正した運輸規則、パンフレットは以下URLから確認できます。
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000152.html

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

全業態

自動車運送事業者向けのマニュアルが改正されました

「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」の一部が改訂されました（令和5年1月6日）

１．背景・必要性

令和４年８月に名古屋市の高速道路において乗合バスが、１０月には静岡県の県道において観光バスがそれぞれ横転し、乗客が亡くなる痛ましい事故が発生したことを踏まえ、同様の事故を防止するため、モード横断的に指導・監督マニュアルの一部を改正することとしました。

２．改訂内容

①坂道での適切な運転操作
（バス、タクシー、トラック）
②危険箇所の情報を踏まえた
運転指導（バス、タクシー、トラック）
③乗客のシートベルト着用の目視
での確認（貸切バス）
④非常口や非常停止ボタンの
使い方の周知　（バス）

① 坂道での適切な運転操作（バス、タクシー、トラック）

- 長い下り坂においてフットブレーキを使い過ぎると、ブレーキが効かなくなる可能性があるため、エンジンブレーキや排気ブレーキを使用すること。

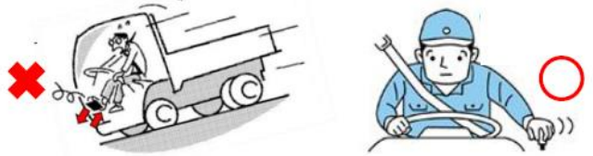

② 危険箇所の情報を踏まえた運転指導（バス、タクシー、トラック）

- 都道府県警が公表している「交通事故発生マップ」等の活用等により、事故の危険性が高い箇所を把握し、当該箇所における適切な運転操作をするよう指導すること。

③ 乗客のシートベルト着用の目視での確認（貸切バス）

- 乗客がシートベルトを着用していることを、発車前に運転者又は添乗員が目視で確認すること。

④ 非常口や非常停止ボタンの使い方の周知（バス）

- 事故時等の非常時に備え、乗客に対し、非常口や非常停止ボタンの設置位置や使い方・非常停止時のバスの挙動等に係る案内を行うこと。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/instruction.html
または
「指導監督実施マニュアル」で検索願います。

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

全業態

自動車運送事業者向けのマニュアルが策定されました

「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」が策定されました。

（令和4年3月29日）

- 事業用自動車の運転者が疾病により運転を継続できなくなる事案は依然として多く発生しています。その中で高度の視野障害を有する運転者が、自身の疾患に気付かずに運転を継続している場合、信号や標識を見落とすなどにより、重大事故を引き起こす可能性が高まります。
- 運転者の視野障害が原因となる事故を防ぐために自動車運送事業者が知っておくべき内容や取り組む際の手順等を具体的に示した「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」が策定されました。

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000491.html
または
「自動車運送事業者における視野障害対策」で検索願います。

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

全業態

通達「自動車事故報告書等の取扱要領」の一部が改正されました

（令和4年3月23日）

事故の直接的推定原因が「居眠り」または「漫然運転」で、
かつ

- 事故以前から睡眠時無呼吸症候群を発症しており、事故当時も治療を継続
- 事故前の症状等から、睡眠時無呼吸症候群を発症していたと推定
- 事故後の診察により事故当時睡眠時無呼吸症候群を発症していたとの診断結果

等、当該運転者が事故当時、睡眠時無呼吸症候群を発症または発症の疑いがもたれた場合、自動車事故報告書とともに当該通達の別表２「運転者の健康状態に起因する事故の調査事項」の提出が必要となりました。

自動車事故報告書等の取扱要領
別表2 運転者の健康状態に起因する事故の調査事項

1．事業者
（1）氏名又は名称及び住所
（2）営業所の名称及び住所
（3）事業の種類
（4）営業所の運転者数及び車両数

2．事故等の概要
（1）発生年月日
（2）発生場所
（3）道路の状況 ①道路名 ②幅員 ③勾配 ④道路の形態等
（4）車両 ①登録番号 ②車名 ③型式 ④年式
（5）運転者 ①氏名 ②年齢 ③経験年数 ④採用年月日 ⑤選任年月日
（6）事故等の状況（当日の運行状況及び車両停止に至った状況を含む）
（7）損害
（8）推定原因
（9）事故処理の状況

自動車運送事業者における
睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル
～SAS対策の必要性と活用～
（平成27年8月25日国土交通省自動車交通局）

もご活用ください。

https://www.mlit.go.jp/common/001101506.pdf

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ　旅客（バス）　トラック

令和５年５月16日（火）午後８時1 5分頃、宮城県栗原市の東北自動車道下り線において、乗客乗員4 0名程度を乗せた貸切バスが車両故障のため路肩に停車していたところ、大型トラックが追突し、３名が死亡、１名が重傷を負うという事故が発生。

国土交通省は、輸送の安全を確保し、同種の事故の再発防止に努めるため、通達を発出

貸切バスにおける安全確保の徹底について（令和５年５月17日付国自安第20号）

１．「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」（以下「指導監督マニュアル」という。）に基づき、緊急時における適切な対応について運転者への指導を徹底すること。特に交通事故・車両故障発生時においては、次に掲げる事項について改めて実施を徹底すること。

（1） 高速道路上においては停止表示器材を設置し、他の自動車に事故の発生を知らせる等、道路における危険防止措置を実施すること

（2）状況に応じ、乗客を車両から退避させ、万が一停止車両への追突事故が発生した際に乗客が巻き込まれないようにする等、乗客の安全の確保に係る措置を実施すること

指導監督マニュアル バス事業者編 概要編
https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resourse/data/bus_gaiyohen.pdf
指導監督マニュアル バス事業者編 本編
https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resourse/data/bus_honpen.pdf

２． 運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するよう関係者に徹底すること。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/instruction.html
または「指導監督実施マニュアル」で検索願います。

トラックにおける安全確保の徹底について（令和５年５月17日付国自安第21号）

１． 運行管理業務を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項について改めて実施を徹底すること。

（１）確実に点呼を実施し、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えること

（２）乗務員の疾病、疲労、睡眠不足等の健康状態及び過労状態の確実な把握に努め、安全に運行の業務を遂行することができないおそれがある乗務員を業務に従事させないこと

（３）「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」（以下「指導監督マニュアル」という。）に基づき、運転者に対し、ブレーキの適切な使用等、運行の安全を確保するために遵守すべき事項について指導すること

指導監督マニュアル トラック 事業者編 概要編
https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resourse/data/truck_gaiyohen.pdf
指導監督マニュアル トラック 事業者編 本編
https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resourse/data/truck_honpen.pdf

２． 運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに 、乗務員に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

全業態

令和４年12月４日、高速乗合バス運転者が運行中に体調不良が生じているにもかかわらず、運行管理者に報告することなくそのまま運行を継続し、前方車両に追突し乗客等９名が負傷する事故が発生。

国土交通省は、輸送の安全を確保し、同種の事故の再発防止に努めるため、通達を発出

運転者が体調不良等を生じた場合における適切な運行管理の徹底について
（令和４年12月８日付国自安第114号）

１．運転者は、運行中に体調不良等を生じた場合には、周囲の安全に配慮しつつ直ちに車両を安全な場所に停車し、運行管理者に報告し、指示を受けること。

２．運行管理者は、運転者の日常の健康状態の確認を行うことはもとより、運転者から体調不良等の報告があった場合には、速やかに状況把握を行い、運転者に対し適切な指示を行うとともに、交替運転者を手配する等運行管理を適切に行うこと。

３．自動車運送事業者は、定期健康診断の実施はもとより、国土交通省の「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」※等も活用して運転者の健康状態の把握に努めるとともに、日頃からコミュニケーションを図ることにより、運転者が、自身の健康状態等について、運行中も含め気軽に相談・申告できる職場環境づくりに努めること。

※ https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/health.html

自動車総合安全情報
～ 自動車の安全な交通を目指して ～

○健康管理関係マニュアル

- 事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル
- 自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル
- 自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン
- 自動車運送事業者における心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン
- 自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ　旅客（バス）

令和４年８月22日
　愛知県の高速道路において乗合バスが横転・炎上し、２名が死亡、７名が負傷する事故が発生。
令和４年10月13日
　静岡県小山町の県道において観光バスが横転し、１名が死亡、28名が負傷する事故が発生。

国土交通省は、あらためてバスの安全対策及び事故防止の徹底が図られるよう、通達を発出

高速乗合バスの安全確保の徹底について（令和４年８月22日付国自安第70号）
観光バスの安全確保の徹底について　　（令和４年10月13日付国自安第94号）

１．運行管理業務を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項を適切に実施すること。
（１）確実に点呼を実施すること
（２）乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握に努めること
（３）適切な運行計画を作成し、確実に指示すること
（４）適切な運転操作等運行の安全を確保するために遵守すべき事項について指導すること
２．乗車中のシートベルトの使用等、乗客の安全確保を図るための周知事項を再徹底すること。
３．運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、乗務員に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令順守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

観光バスのブレーキに関する取扱いの徹底について
（令和４年10月13日付国自安第95号国自整第159号国自審第1638号）

１．整備管理業務を再確認し、特に、ブレーキは安全上極めて重要な装置であり、その点検整備を徹底すること。
２．長い下り坂で、フットブレーキを頻繁に使い過ぎると、急にブレーキが効かなくなることがあるため、低速のギアを用いて、エンジンブレーキを活用するよう運転者に指導すること。
３．ブレーキ関係のみならず、リコールの対象となっている車両については、早期に改修すること。

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ　旅客（バス）

貸切バスの運行を再開する際の安全確保の徹底について　令和5年4月13日

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行することに伴い、観光需要が回復していくと想定される中、運転者がバスの運転業務から離れていることによる運転技能の低下や、車両の定期点検の未実施等、輸送の安全が確保されているかが懸念されますつきましては、下記について徹底をお願いいたします。

- 1．事業者は、運行管理者に対して確実な点呼の実施、乗務員の健康状態の把握等運行管理業務を適切に実施するよう徹底すること。特に、昨年度に相次いで大型バスの事故が発生したことを踏まえ、「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル（令和５年１月６日付け改正）」を活用し、運転者への指導を徹底すること。
- 2．運行管理者は、一定期間運転業務から離れている運転者が再び運転業務を行う際は、事前に運転者に対して実技等による指導及び監督を実施すること。
- 3．事業者は、車両の点検整備を確実に実施すること。

乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止の徹底について　令和4年5月6日

令和4年4月28日、高速乗合バス運転者が運転中にスマートフォンを 操作し、乗客より注意を受けるという事案が発生。

事業用自動車の運転者、特に多数の旅客の命を預かるバス事業者において このような安全を軽視する行 為を行ったことは極めて 遺憾であります 。

改めて乗務中のスマートフォンの操作の禁止について徹底するとともに、同種事案の再発防止に努めていただくよう徹底をお願いいたします。

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

全業態

令和5年4月以降の遠隔点呼・業務後自動点呼の実施に関する情報（令和5年3月31日）

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令 和 5 年 3 月 31 日
自動車局安全政策課・旅客課・貨物課
総合政策局参事官（物流産業）室

道路運送法施行規則等の一部を改正する省令等が公布されました

道路運送法施行規則等の一部を改正する省令及び関連告示が本日公布されました。本省令等の施行に伴い「自動車運送事業者における ICT を活用した新たな点呼（遠隔点呼・業務後自動点呼）」及び、「自動車運送事業者等におけるレベル４相当の自動運転車を活用した事業」が実施できるようになります。

１．改正概要

＜遠隔点呼・業務後自動点呼関係＞
自動車運送事業者が情報通信機器（ICT）を活用した新たな点呼（遠隔点呼・業務後自動点呼）を実施できるよう、必要な規定を整備します。

＜自動運転関係＞
令和４年４月に道路交通法の一部を改正する法律（令和４年法律第 32 号）が成立し、本年４月からレベル４に相当する、運転者が不在の状態での自動運転を行うことが可能となることに伴い、自動車運送事業者等が自動運転車を用いて事業を行う場合に講ずるべき輸送の安全確保に関する措置及び実施すべき手続き等を新たに規定します。

２．スケジュール

公布：令和５年３月 31 日　　施行：令和５年４月１日

（参考）
改正省令、告示、遠隔点呼・業務後自動点呼の実施に必要な手続き等については以下 URL から確認いただくことができます。
○自動運転関係
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr2_000044.html
○遠隔点呼・業務後自動点呼関係
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000082.html

遠隔点呼、業務後自動点呼の実施に関する情報の詳細が国土交通省ホームページに掲載されております。

- 関連告示・通達
- 関係書類一覧、チェックリスト、参考情報
- 認定を受けた自動点呼機器一覧

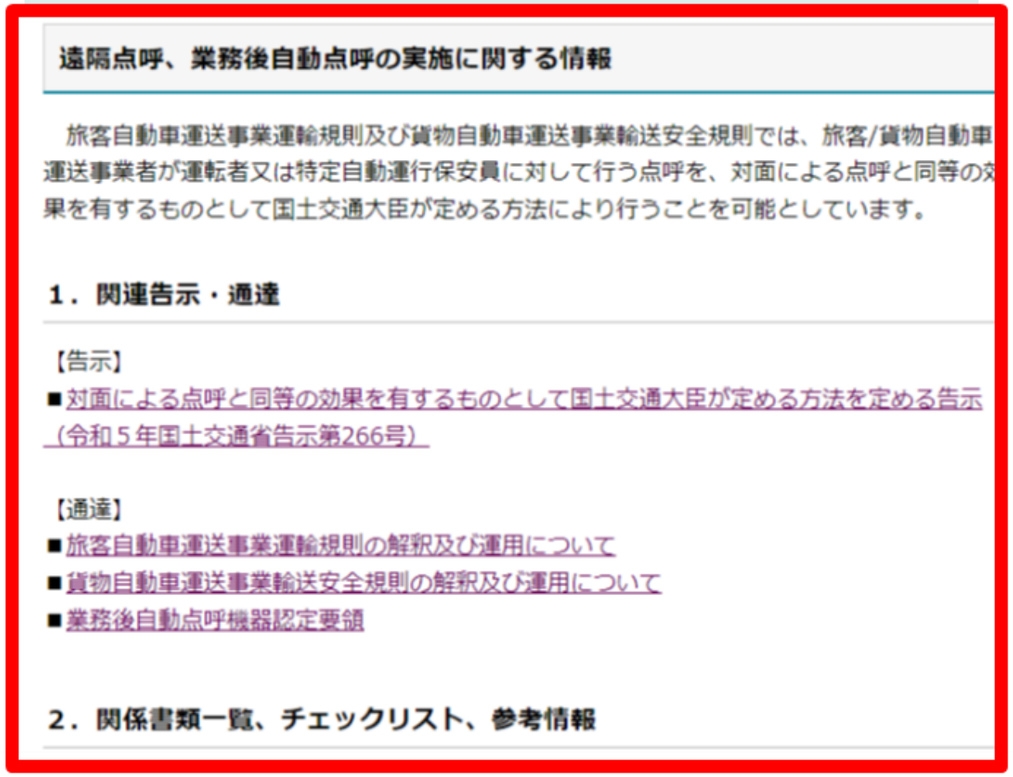

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000082.html
または
「運行管理高度化検討会」で検索願います。

自動車交通部自動車監査官からのお知らせ　　旅客（タクシー）

令和5年1月に実施したタクシー事業者に対する集中監査月間の結果、中部運輸局管内387事業者（令和4年3月31日現在）のうち31事業者に対して監査を実施し、19事業者について法令違反を確認しました。

特に「健康診断未受診」、「適性診断未受診」、「適性診断結果に基づく特別指導の未実施」について、多くの違反を確認しました。

引き続き適性診断や健康診断の受診及び診断結果に基づく指導の徹底をお願いします。

【法令違反の状況】

管轄支局	監査事業者数	違反事業者数	重点監査項目に係る違反状況					
			健康診断未受診	適性診断未受診	特別指導未実施	点呼未実施	乗務時間等	定期点検未実施
愛　知	11	9	6	8	8	4	－	1
静　岡	4	3	2	1	1	1	－	－
岐　阜	5	3	1	2	2	－	－	－
三　重	6	2	－	－	－	－	－	－
福　井	5	2	－	1	1	－	1	－
計	31	19	9	12	12	5	1	1
前年度計	24	18	6	9	10	3	－	1

注）未受診、未実施を１件でも確認した場合は、違反事業者数に計上している。

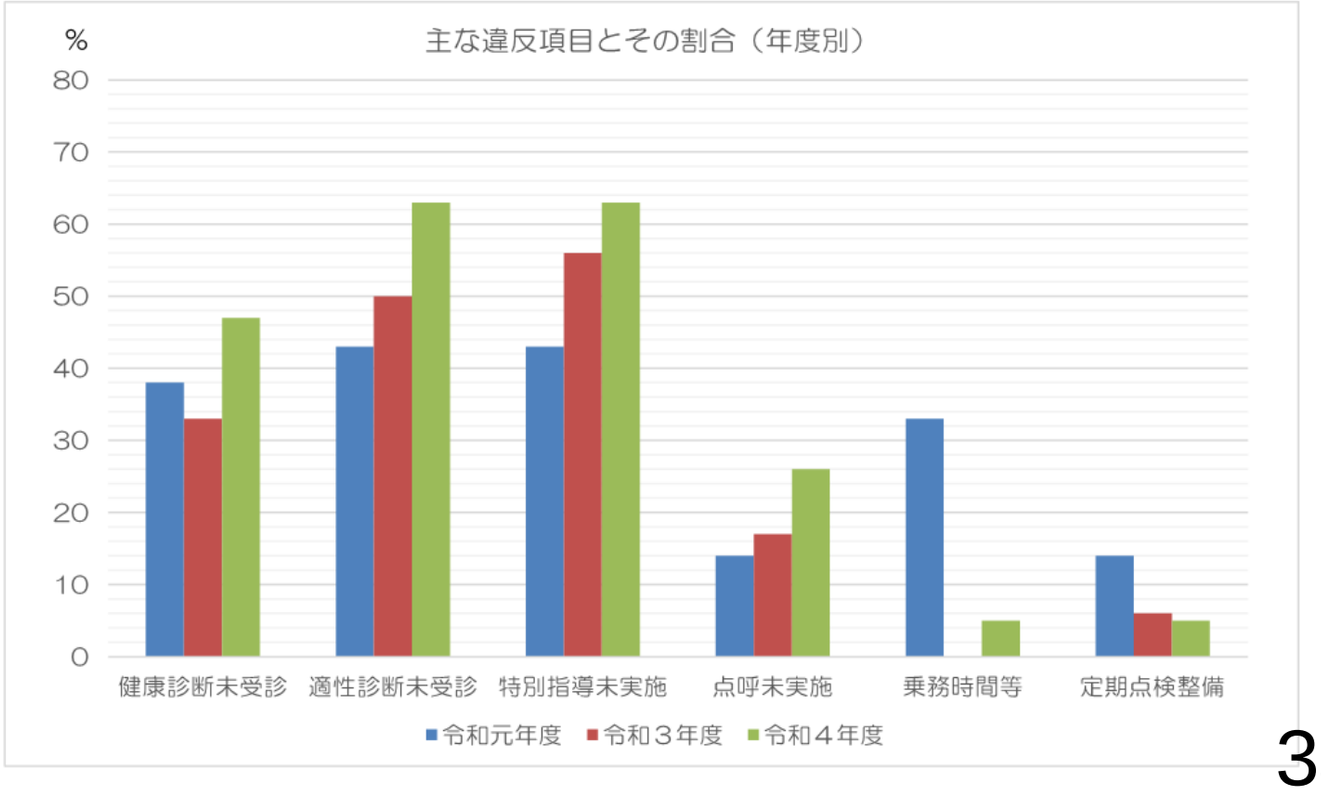

注）令和２年度においては、集中監査月間を実施していません。

自動車交通部旅客第一課からのお知らせ　旅客（バス）

〇乗合バス事業者様へ

中部運輸局管内で、最近次の事例の発生が散見されています。同様事例が発生しないよう、社内管理体制の確認や運転者指導の徹底をお願いします。

①路線バスにおいて、乗客がいないため終点手前で運行中断し帰庫してしまった事例
→別紙チラシ（次のスライドをご参照ください）

②運転者が終点等で車内点検を確実に実施せず、車内に乗客を閉じ込めた事例
→猛暑・寒冷時の長時間の車内閉じ込めは、乗客へ重大な影響を及ぼす事態も考えられます。運転者による車内点検の確実な実施、乗務後点呼時の運行管理者による運転者への確認の徹底

〇貸切バス事業者様へ

実質的な下限割れ運賃防止等の取引環境の適正化のため、手数料等に係る記載を追加。

①運送の申込者に対して交付する運送引受書の記載事項に、当該運送に係る手数料等の額を追加（令和元年８月～）

② 毎事業年度に報告する事業報告書の記載項目に、手数料等を追加（令和2年4月～）

〇乗合・貸切共通：旅客自動車運送事業者報告情報管理・集計システムに関する案内

対応ブラウザにかかるシステム改修が行われ、現在はMicrosoft EdgeとGoogle Chromeで利用可能となっております。 ※Internet Explorerサポート終了のため

法令等の改正、お知らせ（コミュニティバスの適正運行について）

旅客（バス）

中部運輸局

路線バス事業者、コミュニティバスを運営している地方公共団体のご担当者様へ　　【別紙】

運行計画どおりに、路線バスを運行していますか？

～あらかじめ届出を行わず、バスの運行を中断することは違反です～

系統途中での運行中断について

○路線バス（路線定期運行の一般バス）が、終点手前の停留所で運行を中断する事例が発生しています。

○運行計画によらず系統途中で運行を中断することは、旅客の有無に関わらず、道路運送法(※)の違反となり、行政処分の対象となることがあります。

【運行中断に対する行政処分の状況】
平成28～30年度　５件の違反があり、行政処分(車両の使用停止等)

※道路運送法　第16条第1項（事業計画に定める業務の確保）
一般旅客自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、事業計画（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画。次項において同じ。）に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

しかし、あらかじめ手続きを行うことで、一定の場合に運行の効率化を図ることが可能です。

効率的な運行について

※詳しくは、平成18年3月23日付け事務連絡「一般バス等の効率的な運行に係る道路運送法上の取扱いについて」（裏面）を参照。

○**効率的な運行が認められる場合（一般バス）**
終点停留所の一つ前の停留所に旅客が存在せず、乗車中の旅客が存在しないことを確認した上で、帰庫又は始発停留所まで回送する場合。

○**運行計画の届出手続き**
運行計画の届出内容の欄に、効率的な運行の形態、運行に必要な運行管理者の指示事項を記載し、あらかじめ届出することが必要。

○**実施する上での留意事項**
- 必ず運行管理者から道路交通法に抵触しない方法で連絡及び指示を受けて回送すること
- 回送の際は、関係法令に抵触することなく、地域住民にも十分配慮した方法で行うこと　等

問い合わせ先： 国土交通省　中部運輸局
自動車交通部　旅客第一課（052-952-8035）　岐阜運輸支局　輸送・監査担当（058-279-3714）
愛知運輸支局　輸送・監査担当（052-351-5312）　三重運輸支局　輸送・監査担当（059-234-8411）
静岡運輸支局　輸送・監査担当（054-261-2898）　福井運輸支局　輸送・監査担当（0776-34-1602）

平成18年3月23日付け
事務連絡
「一般バス等の効率的な運行に係る道路運送法上の取扱いについて」

事　務　連　絡
平成１８年３月２３日

各地方運輸局自動車交通部長　殿
沖縄総合事務局運輸部長　殿

自動車交通局旅客課長

一般バス等の効率的な運行に係る道路運送法上の取扱いについて

昨年１０月、静岡県内の乗合バス事業者において、運行計画に定める運行系統の終点まで運行せず、運転者の判断により運行を中断し、帰庫するという事例が発覚したところである。

この事例では、数ヶ所の停留所において、乗客の存否を確認しないまま、当該運行系統の途中から運行を中断し、回送扱いとして帰庫しており、事業計画及び運行計画に定めるところに従いその業務を行わなかった点が問題となった。

事業計画及び運行計画に定める業務の確保については、適切に対処すべきところであるが、一方で、駅前等の渋滞解消等交通環境面への配慮及び事業効率化等の観点から、一般バス等の効率的な運行については、十分配慮することが必要である。このため、今般、下記１．に掲げる場合に該当することについて運転者が確実に確認を行った上で、運行管理者の指示を受けている場合であって、２．に掲げる事項を遵守しているときに限り、旅客の利便を阻害しないものとして効率的な運行を認めることとしたので、業務の実施に遺漏なきよう取り計らわれたい。

記

１．効率的な運行として認める場合
（１）一般バス
① 一般バス路線における運行系統であって、終点停留所の一つ前の停留所に乗客が存しないことを確認し、かつ、乗車中の旅客が存しないことを確認した上で、帰庫又は始発停留所までの回送をする場合。
② 一般路線における運行系統であって、乗車専用または降車専用のクローズドアで制限している停留所において、始発停留所からの旅客の乗車が存しないこと、かつ、乗車専用停留所に乗客が存しないことを確認した上で、帰庫又は始発停留所までの回送をする場合。
（２）高速バス
① 高速バス路線における運行系統であって、乗車専用又は降車専用のクローズドアで制限している停留所において、始発停留所からの旅客の乗車が存しないこと、かつ、乗車専用停留所に乗客が存しないことを確認した上で、帰庫又は始発停留所までの回送をする場合。
② 高速バス路線における運行系統であって、始発停留所及び乗車専用停留所において旅客を乗車させた後、終点停留所までの降車専用の停留所区間において旅客が途中停留所で全て降車し車内に存しないことを確認した上で、帰庫又は終着地までの回送をする場合。
③ ①及び②に規定するもののほか、予約制を取っている運行形態であるときについても、事前予約客がなく、かつ、始発停留所等において予約によらない乗客が皆無であることを確認した上で回送し帰庫する場合。

（３）定期観光バス
① 定期観光バス路線における運行系統であって、始発停留所からの旅客の乗車が存しないことを確認した上で、回送し、帰庫する場合。
② ①以外の場合であって、予約制をとっている運行形態であるときについても、事前予約客がなく、かつ、始発停留所で予約によらない乗客が皆無であることを確認した上で回送し、帰庫する場合。

２．事業者の遵守事項
（１）１．の場合における運行（以下「当該運行」という。）を行う場合は、運行計画の届出内容の欄に新設・変更される具体的な運行形態及び運行に必要な運行管理者の指示事項を記載し、届け出ること。

（２）当該運行を行う場合は、あらかじめ運転基準図（運輸規則第２７条第１項）中「５　その他運行の安全を確保するために必要な事項」を記載し、運転手に適切な指導をすること。また、運行表（運輸規則第２７条第２項）に「運行に必要な事項」を記載した上で運転者へ携行させること。
さらに、乗務記録（運輸規則第２５条第１項第３号）についても、乗務の終了地点及びその乗務した距離を記録するよう、運転者に指導すること。

（３）当該運行を行う場合は、道路交通法第７１条第１項第５の５号に規定する運転者の遵守事項に抵触しない方法で、運行管理者との連絡及び指示を必ず受けてから回送することとし、帰庫等への道路状況については、危険な道路は回避する等、関係法令に抵触することなく、また、地域住民にも十分配慮した方法で回送すること。

自動車交通部貨物課からのお知らせ　トラック

輸送の安全を確保し、持続的な物流機能を維持するため、台風等による異常気象時下における輸送の目安を定めました。（令和2年2月28日）

昨今の異常気象が多発している状況を踏まえ、雨や風等の強さに応じた車両へ与える影響を示すとともに、輸送の安全を確保するための措置を講じる目安について、通達として定めました。

参考：全日本トラック協会ホームページ（通達やリーフレットが掲載されています）
http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzen/anzenkakuho202003.html

自動車交通部貨物課からのお知らせ　トラック

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（議員立法）
トラック運送業においては、トラックドライバー不足により物流が滞ることのないよう、ドライバーの労働条件の改善等を図るため、第197回国会（臨時国会）において、議員立法により貨物自動車運送事業法の改正が行われました。

改正の概要

1．規制の適正化
① 欠格期間の延長等
② 許可の際の基準の明確化
③ 約款の認可基準の明確化

2．事業者が遵守すべき事項の明確化
① 輸送の安全に係る義務の明確化
② 事業の的確な遂行のための遵守義務の新設

3．荷主対策の深度化
① 荷主の配慮義務の新設
② 荷主勧告制度（既存）の強化
③ 国土交通大臣による荷主への働きかけ等の規定の新設
【平成35年までの時限措置】

4．標準的な運賃の告示制度の導入【平成35年までの時限措置】
国土交通大臣が、標準的な運賃を定め告示出来る

施行日：1．及び2．令和元年11月1日　3．令和元年7月1日　4．令和元年12月14日【標準的な運賃の告示日は令和2年4月24日】

旅客自動車運送事業運輸規則
貨物自動車運送事業輸送安全規則　　の一部改正

全業態

整備管理者**選任後**研修の**通知**が廃止されました

今後**選任後**研修を**受講**する際は
事業者の管理の下以下①または②の時期に
計画的に**受講させる必要**があります

① 当該事業者において整備管理者として新たに選任した整備管理者の受講時期
　・選任届出をした年度又はその翌年度

② 研修を受けた整備管理者の次の受講時期
　・最後に研修を受けた年度の翌々年度（２年度ごと）

研修の受講は、**各県の運輸支局へ申込期間中に受講申込**の上、受講していただく必要があります。
（研修実施日、申込期間等詳細については各運輸支局へお問い合わせください）

事業用自動車に係る事故・事件発生時の速報について　旅客

●どんな時に速報するの？（対象となる事案の例）

発生から２４時間以内に運輸支局へ速報願います

根拠：平成21年11月20日国自総第319号、国自安第101号、国自環第178号「自動車運送事業者等用緊急対応マニュアル」の一部改正について(国土交通省自動車交通局長通達)に基づく速報（平成21年12月1日施行）等

《事　故》

- １名以上の死者
- ５名以上の重傷者（乗客の場合は１名以上）
- １０名以上の負傷者
- 転覆、転落又は火災事故
- 鉄道車両(軌道車両を含む)と衝突・接触
- 酒気帯び運転(バス)、酒気帯びを伴う事故(タクシー)
- 自然災害に起因する可能性がある事故
- 報道等で取り上げられるなど社会的影響の大きい事故
- 脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因すると思われる事故

《事　件》

- バスジャック、その他テロ等の発生（犯行予告も含む）
- 乗客又は乗員に死者が出た事件
- 乗員による業務中の暴行事件
- 報道等で取り上げられるなどの社会的影響が大きい事件
- タクシー強盗が発生し、乗員に死傷者が出た事件

●何を速報するの？

- 事業者名
- 登録番号
- 事業形態
- 発生日時
- 事故、事件の概要
- 負傷者の有無、人数及び負傷の程度
- 発生場所
- 乗客・乗員の人数及び負傷の程度
- 乗客の国籍
- ツアーを企画した旅行会社(貸切のみ)
- 負傷者の搬送先
- その他、判明している事項

●どこへ速報するの？

警察(110)・消防(119)へ通報

営業所が所在する県の運輸支局へご連絡ください

運輸支局連絡先	連絡先の勤務時間内（祝祭日を除く月曜～金曜の8:30～17:15） 直通電話	連絡先の勤務時間外（土・日及び祝祭日含む）
愛知運輸支局	052 - 351 - 5382	090－1980－3186
静岡運輸支局	054 - 261 - 7622	090－1980－2482
岐阜運輸支局	058 - 279 - 3715	080－4123－1106
三重運輸支局	059 - 234 - 8411	090－2187－9847
福井運輸支局	0776 - 34 - 1603	090－2138－1132

バスジャック発生時は090-3251-6775
（中部運輸局保安・環境課公用携帯）へ至急ご連絡願います

電話番号のおかけ間違いにご注意願います

重大事故・事件発生時はご連絡ください

中部運輸局

事業用自動車に係る事故・事件発生時の速報について　貨物

●どんな時に速報するの？（対象となる事案の例）

発生から２４時間以内に運輸支局へ速報願います

根拠：平成21年11月20日国自総第319号、国自安第101号、国自環第178号「自動車運送事業者等用緊急対応マニュアル」の一部改正について(国土交通省自動車交通局長通達)に基づく速報（平成21年12月1日施行）等

《事　故》

- ２名以上の死者
- ５名以上の重傷者
- １０名以上の負傷者
- 酒気帯び運転を伴う事故
- 自然災害に起因する可能性がある事故
- 報道等で取り上げられるなど社会的影響の大きい事故
- 脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因すると思われる事故
- 事故による積載物※の飛散・漏洩

※危険物、高圧ガス、毒物又は劇物、火薬類、可燃物、放射線汚染物、核汚染物

《事　件》

- テロ等の発生（犯行予告も含む）
- 報道等で取り上げられるなど社会的影響が大きい事件

●何を速報するの？

- 事業者名
- 登録番号
- 事業形態
- 事故、事件の概要
- 発生日時
- 負傷者の有無、人数及び負傷の程度
- 発生場所
- 積載物品名、数量及び漏洩した数量

※危険物、高圧ガス、毒物又は劇物、火薬類、可燃物、放射線汚染物、核汚染物

- その他、判明している事項

●どこへ速報するの？

警察(110)・消防(119)へ通報

営業所が所在する県の運輸支局へご連絡ください

運輸支局連絡先	連絡先の勤務時間内（祝祭日を除く月曜～金曜の8:30～17:15） 直通電話	連絡先の勤務時間外（土・日及び祝祭日含む）
愛知運輸支局	052 - 351 - 5382	090－1980－3186
静岡運輸支局	054 - 261 - 7622	090－1980－2482
岐阜運輸支局	058 - 279 - 3715	080－4123－1106
三重運輸支局	059 - 234 - 8411	090－2187－9847
福井運輸支局	0776 - 34 - 1603	090－2138－1132

電話番号のおかけ間違いにご注意願います

中部運輸局ホームページ

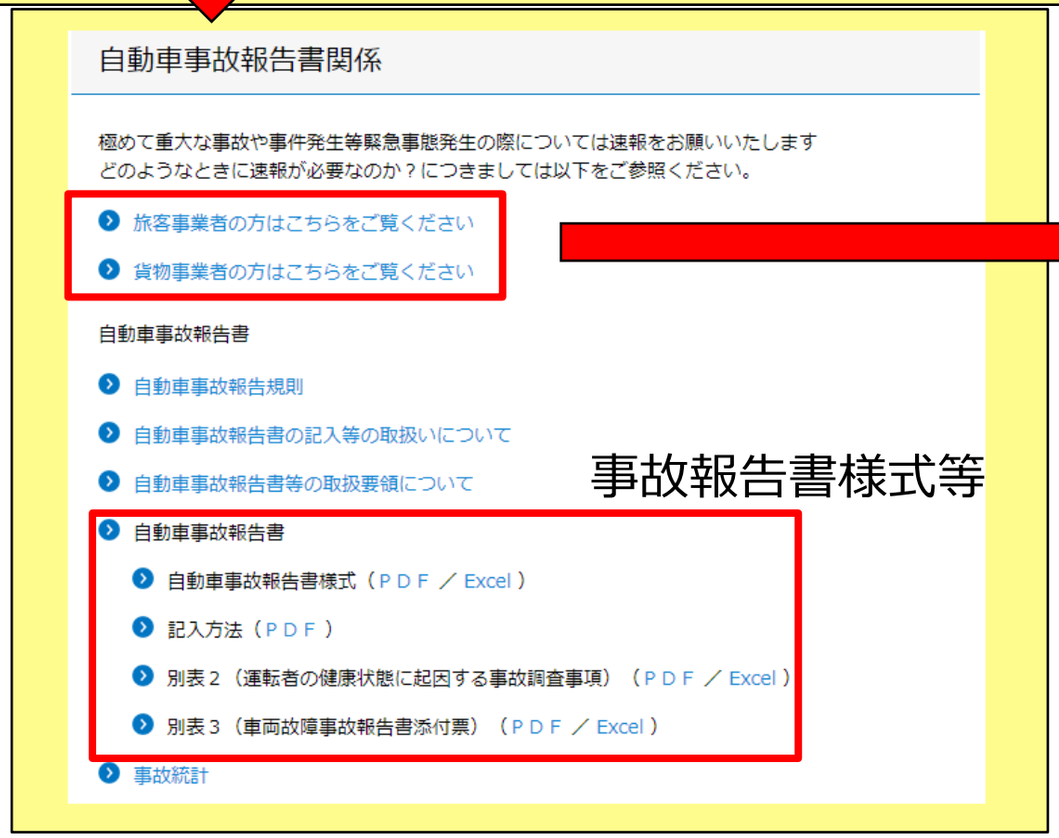

速報

事故報告書様式等
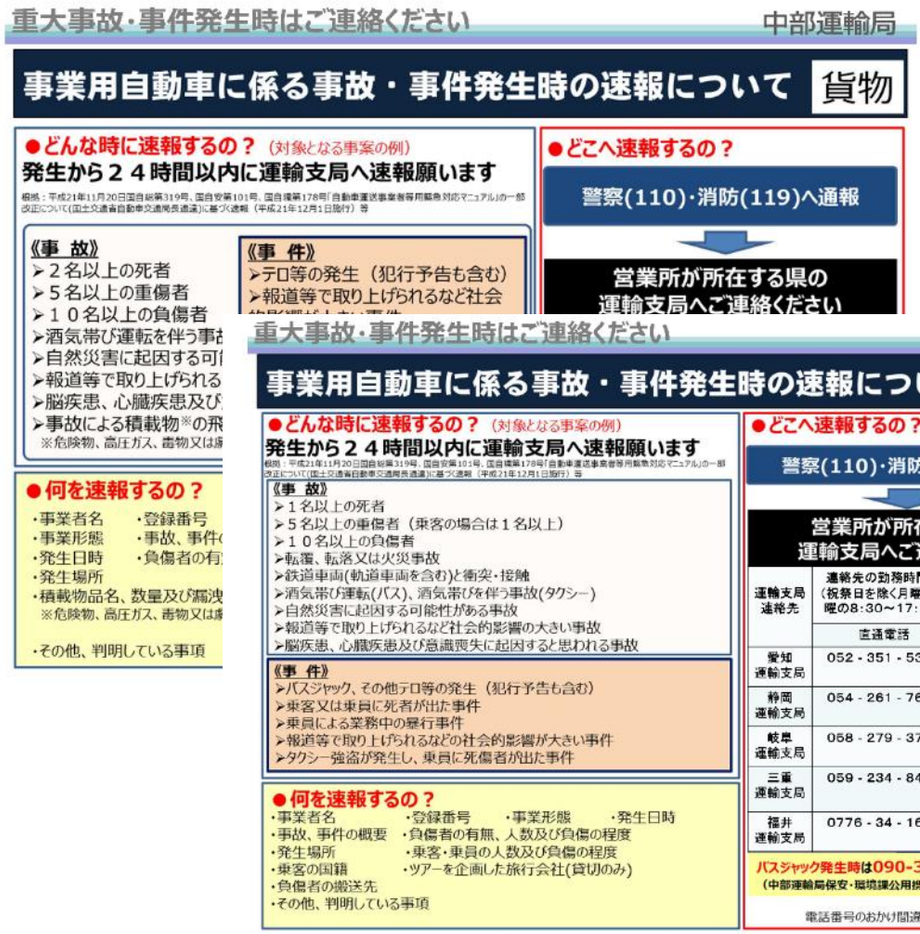
中部運輸局ホームページの
トップページの関連情報（政策情報）に
事業用自動車の事故報告関係のページに
直接リンクしたバナーを追加しました。